

府県境についての疑念とその解明

林 正 巳

(一) 府県境への疑念

現行の府県境をなしているものには山岳・平地・河川・湖沼・海湾・入江・その他(森林・草原)がある。しかも、これらは相互に組み合わされて、それぞれ複雑な府県境界となっている。これらの中では山岳境界がもっとも一般的なものとなっている。このことは山岳境界が判然としているだけに、安定的なものと考えられているからである。それゆえ、府県境としては、山岳境界が一般的、普遍的なものとなっている。かかる自然境界は廃藩置県とその後の改編に当たっても、第一次的に利用されてきた。もちろん、自然境界そのものは藩政時代においても、藩界分割の基準として広く利用された。このようにして、自然境界も歴史的背景をもつものとなった。

明治四(一八七一)年の廃藩置県に先立って版籍奉還とともに、幕府の直轄領等は直ちに、新政府の所管に帰し府県とされた。さらに廃藩置県とともに藩は廃止され府県と改編されたが、このときの府県領域は、その後再三の修正再編されながら、明治二二(一八八九)年府県制の施行とともに、一応形式的に安定した。

このときの府県領域の基本となっているものは、かつての国の制

度である。この「国」は山河の自然形状に従って制度化されたもので、それが改訂されることなく今日に至っている。かかる「国」を基準として改編された府県の領域は、部分的には時代に即応しないものもある。そのため、地域住民の生活にも多大の不便を与えているところも生じてきた。

廃藩置県よりすでに百年を経た今日、府県の領域についても時代にそぐわない地域が表面化しているのも当然である。とくに、府県境が不自然、不合理なために、多くの地域住民が不当の不利益、不自由を受けているとしたならば、その救済処置は一日も急がねばならない。もちろん、府県領域が確立し、法的地位が固められている今日、領域の改編をきたす境界変更は多くの点において困難であることはいうまでもないとしても、直接その被害影響を受けている地域住民のためにも、これを看過することなく、是正への努力をしなければならない。

とくに、戦後隣接府県の境域において開発がすすめられ、従来無関心ですらあつた府県境の所在が急にクローズアップしてきたこと、さらに今日に至つて府県境界についての不合理さが表面化してきているところが多い。

それらの地域の若干の実例をあげてその疑念を明らかにし、その解明へのよすがとしたい。

(二) 包石海岸における境界争論の展開とその決着(1)

福岡県糸島郡二丈町と佐賀県東松浦郡洪玉町との県境が包石海岸である。この海岸の呼称が示すように、汀線の一角に巨石(写真一)



写真1 包石海岸の「包石」
背後山稜境界の基点



写真2 現在の県境標石
左：佐賀県，右：福岡県

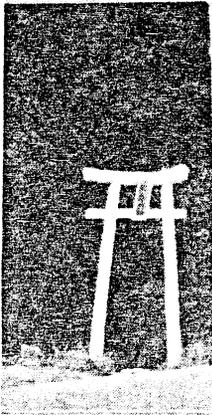


写真3 鳥居の右側
の急崖に不動明王
が祀られている



図1 包石海岸

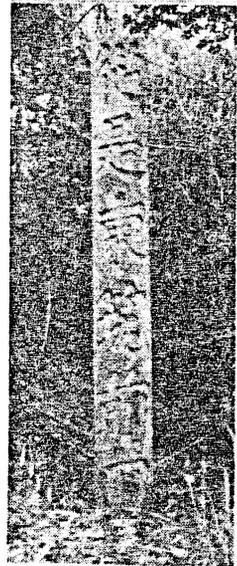


写真4・5
同一石柱の2面
にあるもの

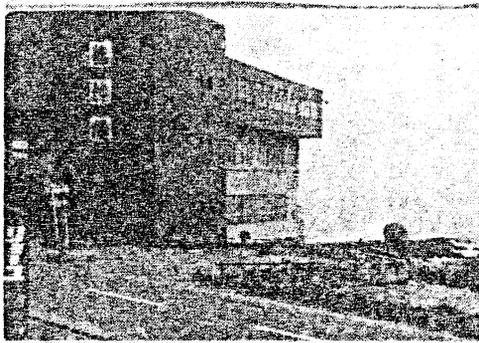
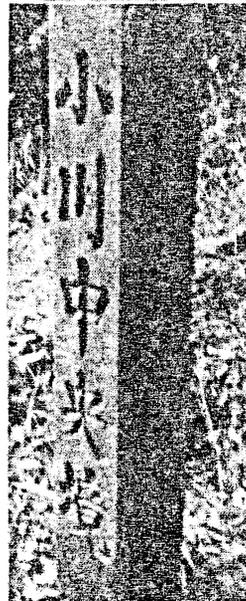


写真6 新築されたドライブイン
(昭和49年休業中)



が聳立していることに起因するものと考えられるが、これが実は県境（古くは筑前・肥前の国境）の標石となっている。現在の県境標石は国道（二〇二号線）に沿って建てられた（写真二）石柱で示されている。すなわち、この二つを結んだものが福岡・佐賀両県の県境界線である。しかるに、戦後の地域開発によってこの海岸に沿って国道が整備され、両県を結ぶ重要な交通ルートとして交通量も激増したため、この県境に宿泊休養施設としての竜神閣が建設された。

この建設に当って、福岡県側から県境侵害が指摘された。すなわち、写真（一）の標石と包石を結ぶ線をもつて両県の境界とすれば明らかに佐賀県側の越境であり、それにより越境部分の建物と敷地についての固定資産税は福岡県側のものとなるべきである。この紛争について、当事者側においてはすでに解決済み（昭和四十六年）として、その具体的説明がないまま一応終止符が打たれた。それは「竜神閣」の倒産という事態に直面しての一時糊塗的なものと思われる。それゆえ、竜神閣の再建という段階が再燃したとき、再び紛争が再燃するであろうことが考えられる。それゆえ、この地区の県境の真の姿を明らかにしておくことは必要である。筆者の再三にわたる県境の実態調査はこの点に集中した。

この地区の地形を概観すると、東方から延びた山塊はこの両端部において、急崖となって玄海の海岸に迫っている。この両端における境界の設定については、竜神閣前の福岡県側の県境標石柱が基準となつて、これと汀線に聳立する包石とが平担部の県境となつている。

しかし、この県境標石柱が何を基準に建立されたのか、その点の

探究の結果、重要な石柱（写真四・五）を崖上の雑木林の中に発見した。この雑木林は県境となつている山稜の末端部を蔽つて崖上に迫っている。その雑木林の中に次の石面をもつ石柱がある。すなわち、「従是東筑前国」（写真四）と「小川中央境」（写真五）の文字が刻されている。この石柱と包石を結ぶ線が福岡県側の主張を裏づけている。この境界線上に今日の県境標石柱が建立されているのもうなづける。

しかし、写真（五）にみる小川の中央という語句は重要である。すなわち、雑木林の中の石柱をそのまま境界標識とすることは問題があると思うものである。この小川の中央が境界であるとするならば小川の流路を見きわめる必要がある。今日、この小川は国鉄筑肥線の開通によつて崖面を直下に流れ、鉄路に沿った側溝に従つて北流して、写真（一）の包石よりも北方（福岡県域）に流れ出て、小さな滝となつている。その地点は狭小な峡谷となつてその流水は暗渠となつた国道二〇二号線の下を流れ、砂浜海岸に流下しそれ以後は尻無川となつている。

筆者はこの小川の流路こそ、福岡・佐賀県境であると考え。これこそ、「小川中央境」という趣旨が明らかになる。さらに、この境界を裏づけるものとして滝の場所に不動明王が奉祀されている。その滝不動に加えて七郎神社が奉祀されている。かかる信仰形態は古来わが国の境界設定の形として注目されるものである。

ことに、不動明王は古来フロンティア境界において、また、パウダリイ境界においても奉祀し、境界の不動なことを暗示したものである。この地の滝不動こそ、筑前・肥前両国国境の地点を示すも

のと考える。

これゆえに、国鉄によつて切断され、若干流路は変更したとしてもこの滝不動の現在場所は昔も今も不変であり、それゆえ崖上の標石柱と滝不動を結ぶ線が境界であり、さらに、滝から下の流路が砂浜に落ちる地点において、「小川中央境」の原則を適用することが正しい境界であると断定するものである。

それに伴つて当然、福岡県が樹立した県境標石柱はこの境界線を越えて、佐賀県域に入りこんでいるものである。奇しくも注目されるのは、バス停の場所がこの滝不動の手前（福岡県側）にあつて「県境」という呼称となつている。

このように、この地における正しい県境の所在を明示することは、単なる境界紛争の解決というにとどまらず、この際重要なことと思ふものである。

(三) 新潟県をめぐる県境の概要

新潟県は、北は山形県から南は富山県に至る福島・群馬・長野の三県を加えた各県と接するという長くて複雑な県境となつている。

その大部分の県境はいわゆる山岳境界となつている。それだけに一見安定した県境となつていてと考えられるが、全境域にわたつて検討するとき、その境域は必ずしも妥当なものではなくて、各所において問題を残している。すなわち、境域が山嶺を越えて新潟県域内に入りこんでいるところがある。このことは境界設定の原則である水落ち境を無視したものとなつている。

しかし、そのいずれも地域をめぐる歴史的事情の背景があつての

ことで、一方的断定を下すことはできない。

明治四年の廃藩置県に當つても、これが是正に着手することなく、このときも歴史的事情という背景による境界設定がそのまま踏襲された。かかる歴史的事情の背景の多くは江戸時代に幕府の裁決によつてなされたものである。

このとき、幕府自身も境界裁決の原則として「水落ち境」の原則をとりながら、歴史的事情を重視して、原則に反するような裁決を下している。この結果、新潟県をめぐる今日の境域となつたものである。

今日、新潟・長野両県境となつている峠の呼称を地形図にみるとそのほとんどが新潟県側の集落名を採用している。たとえば平丸峠（新潟県新井市字平丸）・牧峠（新潟県牧村）・須川峠（新潟県安塚町字須川）・関田峠（新潟県板倉町字関田）・宇津之俣峠（新潟県湯原町字宇津俣）・富倉峠（いまは長野県飯山市の富倉）などその呼称の由来が明らかである。ただ、富倉峠はこれまでこそ、長野県域内となつているがこれがかつては越後領であつた。

いずれにしても、両国の国境を挟んで越後側の積極的な活動が展開していることを物語るものである。

明治の廃藩置県・府県の改編に當つては「一国一県」「数カ国一県」の方針がとられ、特別な場合を除き、一国の分割をしなかつた。それゆえに、置県当初においては当時の藩域について十分な検討を加えることなく、そのまま府県域に改編した。当時すでに領域として不自然さをもつていたことは知られていたはずであつたが、適切な修正がなされなのまま、府県区域が確定した。すなわち、藩政当

時の境界が府県境界となり、今日に至っている。しかも、この藩境は江戸時代の政治的配慮によって故意的なものもある。かくして、今日、きわめて不自然な県境となっている。さらに、山形県との山岳領域においても未決定のところがあるし、また、念珠閣においても疑義を残している。

以上、新潟県をめぐる県境のなかで、本論では長野県との県境を中心に、それぞれの地域における歴史的背景を明らかにして、県境をめぐる疑念を究明するものである。¹⁾

(四) 新潟県をめぐる県境

(1) 糸魚川市大久保地区と長野県戸土地区

この地区についての国境紛争は近世の初頭において惹起し、その裁決が元禄一五(一七〇二)年壬午十一月二一日になされている。このときの裁決が、そのまま明治の新政に当って採用され、新潟・長野両県境となっている。すなわち、地形的にみると、東は雨鉢山から、戸倉山・鎌倉山にかけての県境をみると明らかに「水落ち境」となっている。そのため、今日これらの三部落は長野県に所属しながら、長野県内各地とはもちろん、同一村内とも連絡はすべて新潟県側の交通施設・機関に依存している。行政的にも過疎地となつて、そのしわ寄せが住民生活に大きく迫っている。

ことに、山村の通弊として、近時、人口の減少が著しくなっている。これに直接・間接影響を与えているものが、戸土地区を中心とする地すべり現象である。この異常な進行によって住民不安をつのらせている。この地すべりは、根本的には地質構造に基因するとし

ても、これを促進しているものとしては水田化の進展がある。しかもこれらの水田が天水田として維持されているため、豪雨のとき、また融雪期に地すべりが進行しているのは、今にはじまったことではない。このことは県境に接した下方の新潟県糸魚川市の大久保地区も、その地名にも明らかのように、地すべりの結果できた地形名であり、戦後すでに数回にわたつて、地すべりが発生している。

現在、戸土地区を中心として地すべり現象が進行している。このため、この地をすてて新しい生活の基盤を求めて下山し、いまでは廃村化し、小学校の分校もすでに廃校となつている。

戦後、農業は手厚い保護政策を受けてきたが、その余波はこの地の山村にまでは十分至らなかつたせいも、農業を振り捨てて、離農・離村するものが続出した。これらの人々は住み慣れたこの地を捨て同時に長野県人という身分を捨て、新潟県人として糸魚川市を中心とする県外に新しい生活を求めている。いわば、行政のいたらなさに対する住民の無言の抵抗ともみられる。

古来、越後と信州を結ぶ街道としては、姫川沿いにある松本街道が知られている。この松本街道の一部として、根知谷の山道が利用されていた。徳川時代に入つてからは、この街道沿いの地域は、天領・高田藩領・糸魚川藩領に分割され、複雑な統治形態となつたのも、当時この地が越後・信濃両国境において経済的要地として注目されていたためである。かくて根知谷はその重要性が高まって、国境に近い山部落には、姫川右岸の虫川とも関所が設けられた。これらの関所を通じて、越後・信濃との接触がようやく激しくなるとともに、国境周辺地区の村落相互の経済問題を中心とする紛争が

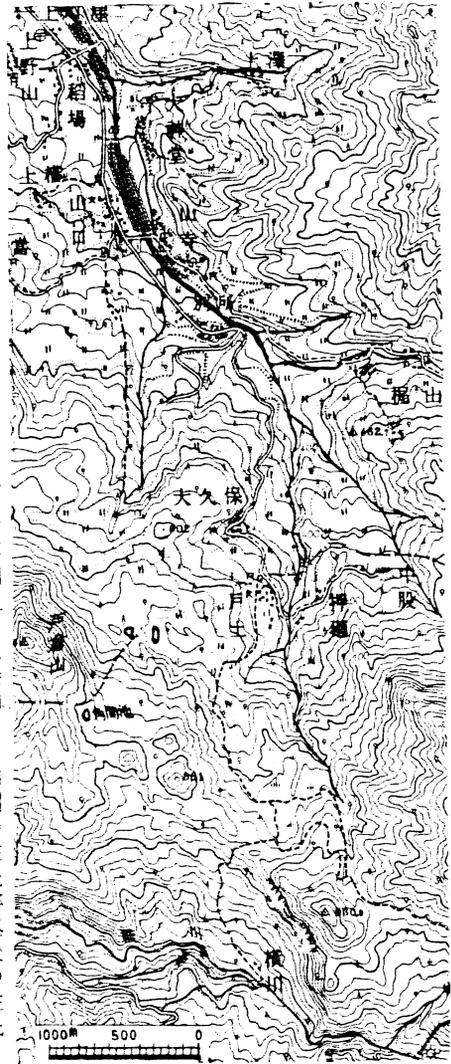


図2 糸魚川市大久保地区

しばしば発生することとなった。もともと兩國の村落相互に入会山の問題で争っていたが、元禄一三(一七〇〇)年越後山口村から信州小谷村を相手どって、国境線決定の訴訟状を江戸評定所に提出した。

その発端となったのは、次のような背景があった。すなわち、山口村の枝村として根知川右岸に梶山村、左岸には白池村があった。さらに、国境に隣接して信州戸土・中股・押廻の各村に対し、越後大久保村は越後上野村の枝村であった。これらの信濃・越後の村々との間で入会山をめぐる相互に争った。

このとき、越後山口村から提出された訴状をみると、「越後と信濃兩國之境、去る寅のとし長谷川庄兵衛様御代官之節、御吟味被遊候付口上書を以申上候三拾年己来論所ニ罷成、御料所御代官様御地頭様御代々唯今ニ至迄埒明不申候。然共古来之通、横川せんのふ沢せせり乗鞍山嶽、両姓山此五ヶ所を境として薪木林は今に伐採り申

候²⁾と主張している。

さらに、越後側では、古来の境界の証拠として次のように訴えている。「古来より越後分之証拠は、越後之国春日山に謙信公御内西方(内次郎右衛門殿と申御仁を被指置候、信州と越後之押合にも此横川を境双方より相守候³⁾と越後・信州までとっていたことを主張している。なお、注目すべきは、この

横川の住民が越後の住民として謙信時代支配されていたことは、次の伝承により明らかである。今日の長野県飯山市関屋地区は謙信が信越国境の最尖端に関屋村をおき、国境守備をさせていたが、この関屋村の住民に根知谷奥の横川の住民を当てた。今日では、長野県域に編入されているが、この村の古老はその家の由来を伝承し、故里の地横川に因んで横川を姓としている。

また、信州側より白池まで信州領とする主張に対しても越後側は、次のように越後側の正当性を訴えている。すなわち、「近年信州より白池を境と申掛候者戸土。中俣之者信州小谷組庄屋共之名子分に罷成候付、白池を境と申掛候かと被存候、右両所に罷成候者共は古来越後之者共に御座候。先年稲葉内匠様御代に御年貢負仕信州江欠落致罷越候得とも居住無御座候に付、越後分之山陰に小屋を掛罷有候得とも同谷出生之者に而御座候得者其分に仕置申候所に、彼之者とも御地頭様相背罷越候者越後へ出申儀不能成候付、信州小谷庄屋

共之名子分に罷成候……然共、地子為年貢大豆五升宛、長谷川庄兵衛様御代官所根知谷大久保村取申儀紛無御座候」として越後側の正当性を訴えている。

さらに、白池まで信州領だとする信州側の主張に対しても、これが偽りであるとして『信州より白池迄境と申掛候儀偽り申上候者造成証撫御座候、横川向信州山之内未那板山跡杉山越後分大久保村之者人会にて古来より伐り刈り仕候得者山年貢大豆式斗宛信州方江取申候、横川と白池之合にて古来より伐り採り仕候得共信州江年貢少も出し不申候、此段越得分に紛無御座証撫に而御座候』⁵⁾

以上、この地区の国境について越後側の主張が訴状に詳しく述べられている。これに対して信州側もそれぞれについて反証をあげて返答訴状が幕府に提出された。これに対して、幕府の現地取調べが行なわれた結果、元禄一五年一月二二日越後側の主張は全面的に拒否され、信州側の主張のまま国境が確定した。この国境が明治に入って廃藩置県に当たって、そのまま踏襲され、今日の新潟・長野両県境となっている。

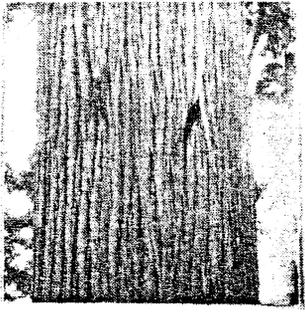


写真7 ナギガマ
この幕府の裁決で注目されるのは、正保国絵図が尊重されるとともに、さらに、信越国境の限界を示すものとして、諏訪大明神の神領の象徴として「内録」の神事とその現物が、動かし難い証拠として尊重された。

この内録の神事が戸土・中股の

境内の神木に行なわれていることが、有力な判決基準となった。かくして、元禄一五年の裁決によって信越国境が確定し、それがそのまま明治になって両県となった。水落ち境を否定したこの裁決の不自然、不合理がいま現実に地区住民の生活に重圧となっていることへの反省がなされるべきではなからうか。

②新潟県妙高高原町関川地区と長野県信濃町熊坂地区

新潟・長野両県境で注目される県境をみせているのが、関川沿岸の地区である。そこでは長野県域は水落ち境を越えて、新潟県域に深く進出している。その地区が熊坂・柄山地区となっている。かかる県境となっているのはすでに、かつての信濃と越後の国の設定とともに確定されたものと考えられる。このことを如実に物語っているものが、いわゆる境杉の伝承をもっている新潟県側関川部落にある天神社の大杉である。これは、関川左岸にあつて信濃・越後の国境標識となつていたのであろう。樹令およそ一〇〇〇年一三〇〇年といわれるだけあつて、目廻り約九・七五メートルの大杉となつて、昭和一六年天然記念物に指定されている。今日では、この大杉から関川の県境まで約一・五キロメートル(直線距離)となっている。これはいふまでもなく、いわゆるかつてはフロンティア的空間、無住地帯となつていたものであるが、その後、開発されて部落の成立をみせている。それらはいずれも関川村の枝村であつたことは、その鎮守の神社が、天神社の分社となつていふことからわかる。

これに対して、信濃国の国境標識として注目されるものに、熊坂神社の大クヤキがある。これは越後国の国境標識としての大杉と、

関川をはさんで対峙した位置に聳えている。これは目廻り七・七メートルのものである。これらの国境標識はいずれも神聖視されたもので、古くから神木として崇敬され、それゆえにこそ千年の長い樹令を重ねるものとなっているし、また、それぞれの標識が今日の神社境内にしめる位置・配置からして明らかに神体そのものであったと考えられる。しかも、それぞれが、関川の両岸に対峙している様は、国境標識としても典型的なものである。

実は、この国境標識が信越国境のその後の確定に当って、重要な役割を果たした。すなわち、越後側の天神社にある大杉から南行して、関川の左岸を領域とする越後の国域が定まったのに対し、信州側の関川右岸に対する開発前進となったものである。もちろん、岩田孝三氏も指摘されているように、信濃側が幕府直轄地であったために信濃側の水落ち境を越えての進出を積極的にしたと考えられるが、このときのよりどころが、熊坂神社の神木(ケヤキ)の存在であったと考えられる。特に、関川の氾濫は河道の変遷をきたしたであろうが、ただそのときも、この神木は毅然としてその位置を示してきた。

この地区についての信越国境紛争については、近世においても注目されるものがあつたことを岩田孝三氏は明らかにされている。すなわち、「河道の推移と山間村落における耕地の欠乏のために、関川沿岸に存する僅かの耕地の争奪ということから惹起している」とされ、これはまた「土地柄耕地に恵まれていないために、信濃側の耕地に対する強い渴仰から、かくあらしめたものであることが推察される」とされている。

この紛争についても、幕府はその直轄地であるということは無関係に、きわめて冷静に裁決している。すなわち、関川の氾濫に乗じて、関川の対岸の耕地所有を主張する越後側農民を非とし、現行の県境のもとになっている国境を確立した。それは、越後側の主張する耕地が信州側の水帳にあるばかりか、正保・元祿の官庫の国絵図にも所載されていることから当然であった。

かかる国境となつていたのも、関川の両岸のフロンティア開発との関係があるように考えられる。それはフロンティア開発の現実の領域を国境標識としての大杉と大ケヤキとを基準に、妥協的に確定したもので、その結果、今日の異様な信州領となつたものと推察される。

すなわち、越後領では関川の天神社の境内にある境の大杉から、かつてのフロンティアたる地域空間が次第に開発されつくし、関川の右岸にまで及んでいる。そこには天神社の分社さえも祭られている。このフロンティア開発の是認と交換に、信州側もかつての標識としての熊坂神社の大ケヤキを基準に、関川右岸のフロンティアたる地域空間を開発して耕地を拡大し、柄山部落を枝村としてつくつた。その結果、信州はその領域を拡大して、越後側兼俣部落の入口まで至っている。それは同時に、今日見るような長野県域が関川に沿って、新潟県域に突入するようになった。

しかし、関川をめぐる越後・信濃両国の開発領域はそれぞれの国境標識から、ほぼ均衡の距離を保つことになった。ただ、信州側の枝村柄山は本村熊坂村との一体化をすすめるためか、熊坂神社をも鎮守として奉祀している。これも国境の村として意思結集を高

め、これによって繰り返された越後との紛争に対処したものと考えられる。

この関川沿岸にまで伸長された信濃国ではあるが、これを確保するためには非常に困難であったにちがいない。すなわち、越後側の居住が高い河岸段丘上にあつて、関川の氾濫によつてもその被害を被ることが少ないのに対して、氾濫の被害を真正面に受けるのは信州側であり、これに対処するためにも国境標識としての神木ケヤキの大木の存在はきわめて重要であつた。それは寸土も失うまいとして水と戦つてきたであらうし、河道の変更があつてもその耕地の所属について敏感にこれに対応しえたと考えられる。

このとき、信州側の住民を支持してくれたものは、熊坂神社の境内にある神木としてのケヤキと河岸を縁どる数本のケヤキ、さらに数本の一列に並んだ杉の木立であり、それが不動産の物的証拠となつたであらう。かくて、今日まで信越国境における境域が厳然として保持されてきたわけである。さる昭和二八年の町村合併促進法を契

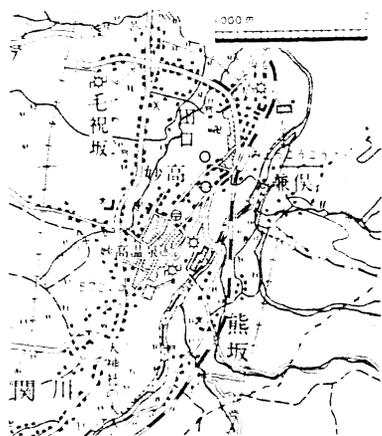


図3 関川・熊坂地区

機として、生活圏を中心とした地域改編が実現されてきたとき、この地区においても、地元住民の強い新潟県への編入希望があつたが、これに反対する長野県当局の方針によつて、ついに拒否され実現す

ることなく終わった。そのため、生活圏と行政圏との不一致からくる苦しみを味わつているのは、熊坂・柄山地区の今日の学童たちであつて、河向うの段丘上にみえる妙高高原町の学校を汽車の窓から眺めて、遠く長野県の学校に通学している。県境周辺の地域住民の生活の中にこそ広域行政実現への一つの緒口を見出すことができるのではあるまいか。

(3) 飯山市富倉地区

現在の長野県と新潟県との県境で注目されるのは、飯山市富倉地区におけるものである。すなわち、地形図をみると、この富倉地区は飯山市の北西の山稜を越えたいわゆる水落ち境を越えて越後側にはいりこんでいる。

今日では、この地区は長野県域となつているが、歴史的にみると上杉謙信時代には、越後領となつていたところである。すなわち、かつては越後側の勢力が信濃側を圧し、さらにすすんで信濃の領内にも多くの拠点を設けていたし、それとともに国境守備の体制を整えた。その一つとして、謙信は、関原部落を設け、越後人をもつて国境守備に当たらせていた。今日、当時の移住越後人の子孫(一五代)が住んでいる。また、部落の古老のいつたえるところとなつているものに、謙信杉がある。これは部落の背後の高い峰道に、いまも聳立している一本杉がそれである。その目通り約三メートルの杉の大木は必ずしも、もとのものとはいえないが、明らかに、国境標識としての貫録と威厳をもっている。しかし、この国境標識も謙信の死後はむなしく、江戸時代にはいるとともにもその形勢は逆転している。すなわち、越後の国は西の加賀藩に対し、また東北の米沢

藩に対しての要の地として重視され、それは分割支配をもつてこれを支配し、幕府体制の維持の一助とした。それゆえにこそ、高田城に配置する城主にも腐心しているし、その背後には直轄地をおき、さらに、飯山城を信州の第一線として重視した。これが守備体制を完全にするためにとられたのが、富倉地区の飯山藩領への編入であったとみることが出来る。すなわち、飯山城の固めを堅実にするために、信越国境を越えた富倉地区にまで国境を前進させることが有利であったと考えられる。

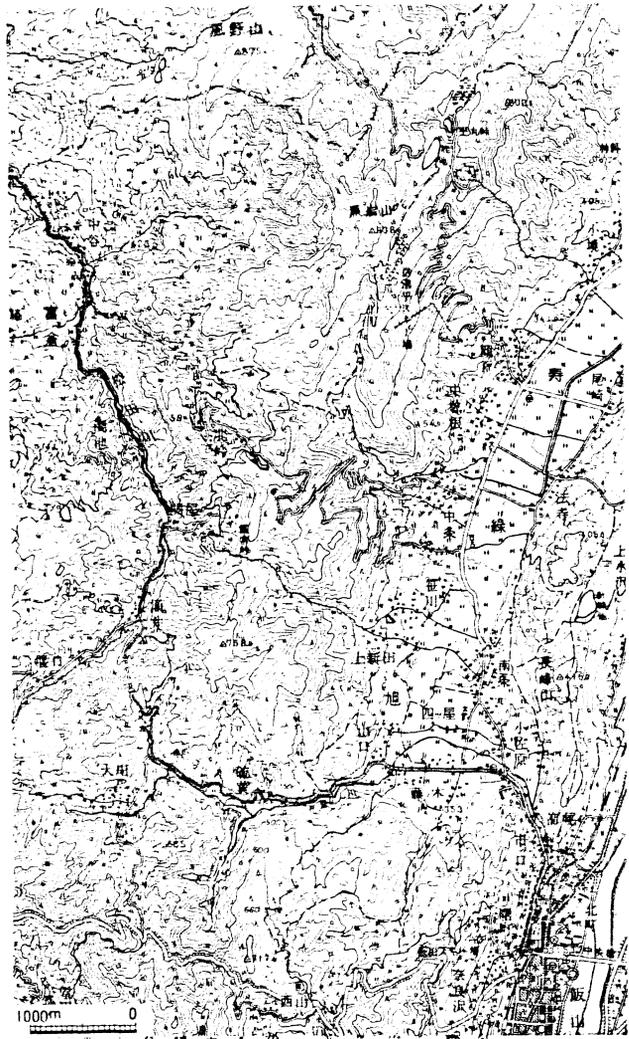


図 4 富 倉 地 区

かかる事情のもとに、かつて明らかにか越後領であった富倉地区が信州領として確認され、かつての一本杉が謙信杉と呼称されて、信越国境を表示していたにもかかわらず、いまはむなしなものとなっている。このことはまた、信州側の優位が信越国境全面にわたって具体化することとなった。かかる飯山城主の越後への積極的態度が一般の信州百姓にまで反映して、越後側への無法なまでの権利を主張させている。しかし、このような場合には、幕府はきわめて客観的・合理的な裁定をもつてこれに当たっている。

前述の糸魚川地区の国境紛争も、たとえ、信濃側が水落ち境を越えていても、合法的な裏付けがあれば、これを是認しているのにもみられるように、正当性を尊重していることは、国境紛争の裁定に当たって厳正中立の立場を堅持し、客観性をもつて一貫したからにはかならない。このことを新潟県中頸城郡長沢村村史にみると、

『—信濃四ヶ村百姓申候は 国境の儀山姥嶽の端より 経塚平迄 曾別当 屏風岩を見通し 岩立山・あさみ鳥屋・境峰・吉沢・鷹打 場へ段々見渡し 自三枚橋・高山・袴腰まで 之を異し 樽本村の

者論じ候 斑山は不残信州奈良沢村にて 山姥嶽・経塚山・斑山三ヶ所は 正保年中御国絵図に書載有之旨 申伝候証拠は北条村の者申之候』⁸⁾さらに、

『會別當にて五十年前 飯山の城大橋材木二本伐り 人夫二百人をもつて引取候 往古 奈良沢村 樽本村の国境 正長年中兩國のもの立会相定め その後文安年中 奈良沢弾正国境証文並堀丹後守儀飯山領知の節 中村へ出置証文に斑山書載有之 從樽本村の道一筋一切無之上は 越後のもの不入來証拠の由 訴え』と信越国境への兩國百姓の関心のほどを示しており、ことに信州側の百姓の積極的進出が目立っている。これに対して、越後側では国境周辺の山林等にもあまり関心を示していないにもかかわらず、信州側の進出がいちじるしくなつたので、ついに越後の四カ村の百姓が訴え出ている。その訴状をみると、『黒倉山峠通りより松倉山・あさみ鳥屋・境峠まで嶺つつき 從其谷へ下り兩國田畑相分け いけ鳥屋山・鳥屋峠・斑尾山・袴峰各通水落之を異す 正保年中の御絵図にも書上候間申伝候且又先年 信州中會根村の者 於松倉山木切候砌銀九挺之を抑止候 名主組頭之を詫候付き 証文を取り 之を返し候 信州より境相立候間 一方しやばみ・やしうひと申処の田畑 樽本・長沢両村の水帳に載之 且又於信州は斑山と称し 越後にては斑尾山と唱候 此の山内へ樽本村より 通路有之 年來飯山へ薪材木伐出候 五十三年前 斑尾山の谷川信州の用水に引取るべく堰道堀り候を越後より抑止候 其堀跡今に有之 其外論外に生じ候 樽本村へ刈取候上は越後の地たる由答之』¹⁰⁾

以上の双方の申分に対して、幕府は検使として左橋左源太、室七

郎左衛門を派遣して調査させた。その結果、これに対する調査報告がなされた。すなわち、それがこの地区における境界裁定となつてゐる。『一官庫の大絵図引合せ点検せしめし処、山姥嶽、経塚平之を絵図面に載すと雖も、峰分けの山貌に相みへ候。信州百姓申越、山姥嶽の端より、越後へ向う山の半腹へ見下し、立木の中に名所を稱し、又越後にて中の平と唱候山の腹を経塚平と名付、見渡すじ相当の旨之を申し、又斑山の儀、大絵図書載の由之を申すと雖も、一切不相見、越後国大絵図には、斑尾山に有之、信越国境峰分に相具之候。経塚平は信州大絵図に有之、峰分の山貌に相具之候処、此度訴候峰分水落にも合相違、其外証文、証拠無之上は信州百姓申処難立』¹¹⁾として信州百姓の現状を中心とする主張を排している。

このように、この地区の国境紛争が信州小谷村戸士・押越・中股三部落と越後側との国境紛争とは反対に、信州側が敗れている。それはいうまでもなく、謙信時代における越後側の積極的な進出があったという厳然たる歴史的事実があつたので越後側が勝訴となつた。しかし、このときすでに信州側は水落ち境を越えて、富倉地区を信州領としており、さらに、越後側に進出しようとしたときに、幕府の裁決はこれに対してきわめて公正に裁決したものと見て注目される。「越後より申立候黒倉山・いけ鳥屋山・鳥屋峠・斑尾山・袴峰不残大絵図に之を載す。論外迄、峰分、水落方角とも全符合候」とあつて越後の百姓のいい分は正しいものとされた。

また、信州側の主張する正長（一四二八）・文安（一四四四・一四四八）の証文を否定して『正長・文安の証文の図面にては不明なれど、経塚有之、信州の百姓之を申すと雖も、僅かの上高き所にて

国境の塚とも不相見候、鉞抑止候儀越後百姓申越無相違旨申之¹³⁾かかる歴史的事実とともに、現実の国境の実態から次のように国境を定めた。『黒倉山・松倉山・両山の頂上谷切候処 繫平と雙方之を申す上は両山の境分明に候、国境の儀黒倉山、松倉山・いけ鳥屋山・鳥屋峰・斑尾山・袴峰、信越兩國の境に相定め絵図の面、黒筋を引き、各印判を加へ雙方へ下置之候永年相守者也。元祿十五年壬午十一月二十二日 戸田 備前 外十四名(略)』¹⁴⁾

かくして、元祿一五年以後、越後・信濃兩國境は定まり、それが明治の置界においてはそのまま継承され、新潟・長野両県が設定された。その結果、富倉地区において長野県の領域が新潟県に突出した形となっているゆえんである。しかし、両県の県境がかかる水落ち境を否定する県境を示していることは、今日新しい地域問題となっている。すなわち、この地区において地区を貫流する長沢川はその名称の示すように、新潟県旧長沢村から由来するように本来同一の行政圏であるべき河川が上流は長野県の管轄、中下流は新潟県の管轄となっていて、河川対策においても一貫性を期し難い。いわんや、この長沢川の上流は河川浸食がすすみ、下刻作用の結果溪谷となつているのに、中・下流では河谷が浅くそのため洪水のたびに土砂の流出がはげしく、そのたびに道路に氾濫を繰り返しているのである。かくして、抜本的な治山治水のために、両県の緊密な協調が望まれないながら現行制度のもとでは容易に実現できない。ただ、現実の住民生活においては、飯山市に編入されて以来(昭二九年八月一日)道路も整備され、冬季も無雪道路となつて長野県側との連絡は途絶することがない。これに反して、新潟県側の長沢部落が冬季積雪期

間は完全に孤立するという現状は、新潟県のへき地に対する施策が長野県に比して著しい遅れをみせているためであろうし、また近世以来越後側の消極的な態度の表現とも考えられる。この点は糸魚川市と小谷村の場合に示されたのとは正反対である。

この地区に対する長野県側の積極的な動きは、飯山市の山間地区を対象とする第二の軽井沢村の建設を意図し、観光行政を推進しようとしていることに対応している。ことに斑尾山の高原開発を計画している現在、両県の接触は今後新しい課題を生みだすことにもなるであろう。

(五) まとめ

以上、今日わが国における県境における疑念の一端を明らかにしてきた。すなわち、(1)福岡・佐賀両県の県境問題は国道の整備に伴う交通の発達によつて、新しい観光開発が問題を表面化したものである。(2)新潟県と長野県との県境問題については、戸土・押廻・中段地区、関川地区、富倉地区については著しい不自然な県境となつていることを明らかにした。これらは、いずれも歴史的事情を背景としたものであるが、それからくる多くの生活の不便さを甘受しているのは、地区住民である。このことは看過してよいものか問題が残るところである。(3)このほか論者は、歴史地理学紀要第一七号にて論及した。山形・新潟両県の鼠関地区の県境について疑念とその解明を試みた。

Discussion on the Prefectural Borderline

Masami HAYASHI

The present-day prefectural borderlines have been fixed through the abolishment of clan(han) system and the establishment of the prefecture in the early years of Meiji with the successive reorganizations in later years.

Even at present when the prefectural borderlines are already clearly fixed, we find those which are not always appropriate nor reasonable in various parts of Japan. It needs no saying that especially the realization of development policies of various regional scale in all over Japan after World War II has brought about the new question of prefectural borderline. The local inhabitants and the local government authorities are seriously involved in the problems concerning this. This study aims at the detailed analyses of the actual situation and of the historical background, which are necessary in order that the proposals of desirable borderlines should be made. The author examines in this respect some typical cases in dispute.

(14) 同	(13) 同	(12) 同	(11) 同	(10) 同	(9) 同	(8) 長沢村役場編	(7) 同 右	(6) 岩田孝三 境界政治地理学	(5) 同 右 p. 33	(4) 同 右 p. 32	(3) 同 右 p. 32	(2) 稲田泰策「信越国境紛争裁判概説」 頸城文化 16号所載	(1) 現地調査を中心とした	注 および 参考文献
						長沢村史		pp. 128 132				16号所載	p. 32	
	p. 21	pp. 18 20	pp. 15 16			pp. 10 12								